1.16　国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。

1.17　大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関係のある行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。

1.18　議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百四十二条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。

1.19　第百十三条1.6の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。

1.20　郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。

1.21　諮問委員会の議案、見解及び報告書を受領し、及び討議し、並びに同委員会の議案及び報告書を大会議に提出するために検討すること。

1.22　国際事務局の活動を監督すること。

1.23　国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。

1.24　財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し）に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。

1.25　その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに関する郵便業務理事会の勧告を承認すること。

1.26　郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。

1.27　次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であって国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを承認すること。

1.28　諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第百二十三条の規定に従って同委員会の組織を承認すること。

1.29　第百二十三条に規定する関連する内部規則に詳細に定めるところにより、諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従って委員の資格を取り消すこと。

1.30　連合の財政規則を定めること。

1.31　予備基金の管理規則を定めること。

1.32　特別基金の管理規則を定めること。

1.33　特別活動基金の管理規則を定めること。

1.34　任意基金の管理規則を定めること。

1.35　職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

1.36　福祉基金規則を定めること。

1.37　第百五十三条の規定の範囲内で、利用者の資金提供による補助機関の設立及びその活動について監督を行うこと。

1.38　管理理事会内部規則及びその改正を採択すること。

第百八条　管理理事会の会期の開催

1　管理理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する構成を定めるための会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出する。議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2　管理理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3　管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他の全ての任務を行う。

4　郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。

第百九条　オブザーバー

1　オブザーバー

1.1　郵便業務理事会は、同理事会の活動と管理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2　管理理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

1.3　諮問委員会の委員並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、2.3の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして常設の部会、特別のチームその他の管理理事会の機関の会合に参加する権利も有する。

2　原則

2.1　管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。